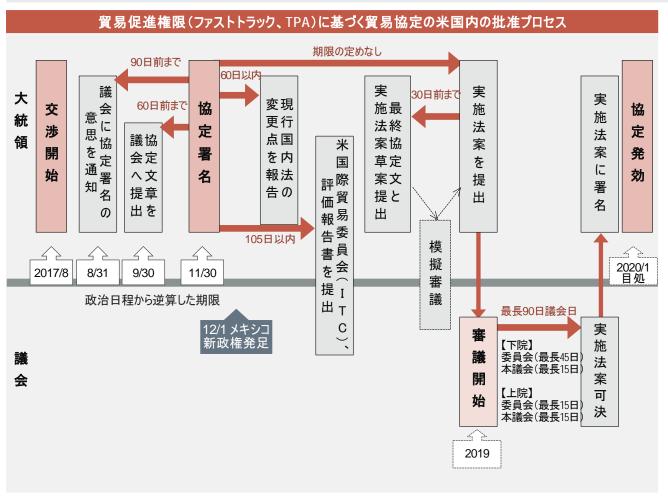
# NAFTA再交渉アップデート 米墨加3カ国協定(USMCA) 自動車原産地規則の概要

2018年11月 戦略調査(ニューヨーク)



## NAFTAに代わる米・メキシコ・カナダ新協定「USMCA」

#### 発効目処は2020年1月、但し議会審議は難航する可能性も



- トランプ大統領が「貿易促進権限(TPA)」に基づき昨年8月から進めてきたNAFTA再交渉は、カナダの合流を受け、「3カ国協定」の枠組みを維持する形で妥結。
- ■11月末の署名を経て、次なる焦点は米国内の批准手続きに移る。 TPAに基づき大統領が締結した 通商協定は、一定条件を満たす限り、議会の修正を受けず迅速な審議で採否のみが決定される。
- ■議会日程に照らすと審議開始は 来年に持ち越される可能性が高 く、中間選挙で下院を奪還した 民主党の協力が不可欠に。政 権は、2020年1月の協定発効を 目指しているが、議会審議は難 航するとの見方が浮上している。
- 米国内の産業団体や労働組合 は、北米貿易圏崩壊の最悪事 態を回避した点は評価する一方、 鉄鋼関税の継続やサンセット条 項、労働基準の履行メカニズム 不備などに懸念を示しており、新 協定への全面的支持は留保。



## USMCA協定文の構成

#### 自動車関連で重要なのは4章の原産地規則とサイドレター2通

#### USMCAとNAFTAの構成比較

	USMCA <sup>※1</sup>						
1章	冒頭条項と一般定義	17 章	金融サービス				
2 章	内国民待遇と物品市場アクセス	18 章					
	農業	19 章	デジタル貿易				
	原産地規則		知的財産				
	原産地証明手続き		競争政策				
	繊維・アパレル		国有企業				
	税関·貿易円滑化	23 章					
8 章	炭化水素に関するメキシコ政府の	24 章					
	直接的、不可分、法令に拘束され		中小企業				
	ない所有権に対する承認		競争力				
	衛生植物検疫措置		腐敗防止				
	貿易救済措置		良い規制慣行				
	貿易の技術的障害		公表と運営				
	分野別付属書		運営·制度条項				
	政府調達		紛争解決				
	投資(ISDS条項など)		例外と一般条項				
	越境サービス取引		マクロ経済政策と為替条項				
16 章	一時入国	34 章	最終規定				
			付属書(Annex) I - IV				
			サイドレター13通				
			(自動車関連2通)				

(14章)

※1 協定条文案は米通商代表部(USTR)のホームページに掲載

#### **NAFTA**

- 1章 目的 2章 一般定義
- 3章 内国民待遇と物品市場アクセス
- 4章 原産地規則
- 5章 税関手続き
- 6章 エネルギー
- 7章 農業および衛生植物検疫措置
- 8章 緊急措置(セーフガード)
- 9章 貿易の技術的障害
- 10章 政府調達
- 11章 投資および紛争処理(ISDS)
- 12章 越境サービス取引
- 13章 電気通信
- 14 章 金融サービス
- 15章 競争政策
- 16章 商用目的の一時入国
- 17章 知的財産
- 18 章 法の執行
- 19 章 アンチダンピング(AD)税および相殺 関税(CVC)の審査および紛争処理
- 20章 組織体制および紛争処理手続き
- 21 章 例外
- 22 章 最終条項(離脱手続き2205条など) 付属書(Annex) I - VII 環境に関する補完協定
  - 労働に関する補完協定

USMCA条文は全34章の構成。全般
的にはNAFTAと共通の規定が多いが、
USMCA固有の規定としては、サンセッ
卜条項(34章)、為替条項(33章)、
非市場経済国とのFTA締結制限(32
章)等が盛り込まれた。

- 米民主党の支持を狙って協定本文 に盛り込まれた労働条項(23章)は、 「結社の自由と団体交渉権」、「雇 用差別撤廃」を含むILO宣言の遵守 を表明。メキシコには、組合活動や 団体交渉権を保護する国内法整備 も求めている。
- 自動車貿易に関して重要なのは、原産地規則を規定した4章と、米国が232条関税を発動した際の輸入制限を定めたサイドレター(P.5参照)。
- ■現在3カ国では、協定署名に先立ち 先日公表された協定条文案の法的 精査の作業が行われており、これに 続き、原産地規則や税関手続きの 解釈、適用を明確化する「統一規 則」が策定される模様。

	****	工-030X1-2071-0-工-0-目101-1
サンセット条項	(34章)	協定発効後、6年目に審査を行い、締結国が次の16年間の更新に合意しなければ、16年目に失効。米国は当初、5年毎に締結国が更新に合意しなければ協定が自動失効することを提案。
為替条項	(33章)	為替介入を含む競争的な通貨切り下げを自制する条項。介入時の通知や 外貨準備高や介入実績などの月次報告を義務づけ。
非市場経済国との貿易協定 制限	(32章)	締結国が「非市場経済国」とFTAを結ぶ場合は3ヶ月前の通知義務があり、 通知を受けた国はUSMCAからの脱退も可能。中国を想定した措置。
労働条項	(23章)	結社権、強制労働の禁止、差別撤廃などに関するILO労働原則の尊重、適用を確認。メキシコには、団結権・団体交渉権を保護する国内の法整備を要求。

通信、交通、インフラの5分野に限定。

原産地規則以外の主な合音事項



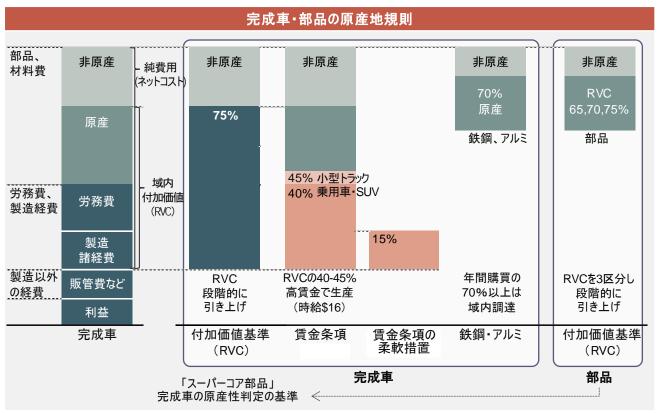
(ISDS条項)

投資家対国家の紛争処理

カナダ・米国間のISDS条項は廃止、メキシコ・米国間は、石油・ガス、発電、

## 自動車分野における原産地規則の概要

#### 関税ゼロの条件が複雑化、各社に戦略見直しを迫る内容



※1 純費用(ネットコスト)方式または取引価格方式の何れかを選択可(本稿の記載は、純費用方式で統一)

北米3ヶ国のMFN関税率							
輸入国	米国			カナダ		メキシコ	
	乗用車・SUV	小型トラック	部品※2	完成車	部品※2	完成車	部品※2
MFN税率	2.5%	25%	2.5%	6.1%	6.1%	20%	2.7%

※2 HSコード10桁の品目で加重平均した関税率

- USMCA条文案によると、自動車分野の原産地規則は以下の通り。
- ■完成車では、①域内付加価値基準(RVC)が現状の62.5%から75%へ段階的に引き上げられ、②うち40-45%は時給16ドル以上の労働者による生産割合とされる(賃金条項)。 ③柔軟措置として、15%まではR&DやIT関連の人件費、及び域内のエンジン・変速機・次世代電池工場向けクレジットを充当可、④完成車メーカーが購入する鉄鋼・アルミは域内調達7割義務付け(P.6参照)。
- 部品については、品目別の3区分に 応じてRVC \*\*1が段階的に引き上げ られる。更に、完成車が原産資格 を得る条件として、エンジンや変速 機などの7品目がひとつの「スーパー コア部品」としてRVC基準を満たす 事が求められる(P.8~10参照)。
- ■原産地規則を満たさない場合、最 恵国(MFN)関税が適用されるが、 米国向け乗用車・SUVのMFN税率 は、現状2.5%と低いため、生産・調 達体制を再構築するよりも関税コ ストを負担する方が合理的な選択 肢となるケースも出てこよう。



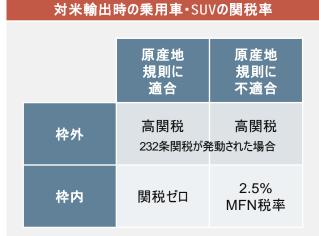
## サイドレターに規定されたメキシコ・カナダの対米輸出枠(自動車・部品)

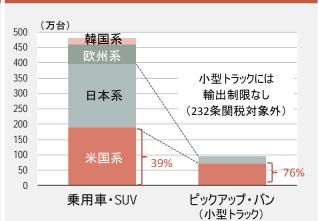
#### トランプ政権による232条関税発動に備えた「保険」





- USMCAのサイドレターでは、米国が 232条関税を発動した場合、カナダと メキシコ製の乗用車・SUVは各年間 260万台までは232条関税の対象外 とされることが盛り込まれた。超過分 については高関税が賦課される。
- 部品でも同様の対米輸出枠が設定 される一方、カナダ・メキシコ製の小型トラックは232条関税の対象外に。
- ■対米輸出枠は何れも現行の輸出水 準より高めに設定されており、また米 国新車販売自体が頭打ちになる中、 短期的には「輸出抑制」より、232条 関税に備えた「保険」の側面が強い。
- 同枠内であれば、232条関税が発動 さた場合でも、原産地規則を満たす 限りは関税ゼロ、満たさなくても乗用 車・SUVは2.5%のMFN税率で対米 輸出が可能(小型トラックは25%)。
- ■カナダとメキシコは米国の追加関税や 輸入制限に対抗する手段としてWTO へ提訴する権限を留保しており、対 抗措置を取る可能性は残る。WTOで は既に鉄鋼アルミ関税を巡り、両国 を含む7カ国と米国が衝突している。





メキシコ・カナダの車種別生産シェア

## 完成車の付加価値基準(RVC)と賃金条項の引き上げスケジュール

#### 新基準は2020年から段階的に導入、2023年以降に完全実施

	付加価値基準(RVC)引き上げスケジュール					
		2020年1月	2021年1月	2022年1月	2023年1月	
付加価値基準 (RVC)	乗用車・SUVおよび小型トラック	66%	69%	72%	75% <sup>※1</sup>	
鉄鋼・アルミ	完成車メーカーが購入する鉄鋼・アルミの域内調達率※2	70%				

- ※1 一定条件を満たす場合、完成車メーカーの2019年(協定発効前年)北米生産の10%に相当する台数まで、RVC75%の適用を2025年1月まで猶予
- ※2 完成車メーカーが前年度に北米で購入した鉄鋼・アルミの70%以上が域内原産品であること

賃金条項の引き上げスケジュール							
(時給16ドルには福	利厚生費含まず)	2020年1月	2021年1月	2022年1月	2023年1月		
	賃金条項(時給16ドル以上)	30%	33%	36%	40%		
乗用車・SUV	完成車・部材の製造にかかる労務費※3(下限)	≥15%	≥18%	≥21%	≥25%		
	R&D・IT関連の北米人件費(上限) 柔軟措置	10%	10%	10%	10%		
	エンジン、変速機、次世代電池工場※4(上限	5%	5%	5%	5%		
	賃金条項(時給16ドル以上)	45%	45%	45%	45%		
小型トラック	完成車・部材の製造にかかる労務費※3(下限)	≥30%	≥30%	≥30%	≥30%		
小生ドノック	R&D・IT関連の北米人件費(上限)	10%	10%	10%	10%		
	エンジン、変速機、次世代電池工場※4 (上限	) 5%	5%	5%	5%		

- ※3 域内に所在する時給16ドル以上の完成車工場の労務費および、時給16ドル以上で生産された部材の年間購入額(APV)の合計を求め、その合計額が完成車のネットコスト(又は完成車工場の労務費と部材購入額の総額)に占める割合を計算(時給16ドル以上の輸送賃金も算入可)
- ※4 完成車メーカーが域内に有する(又は長期調達契約を交わす)時給16ドル以上の工場が対象で、エンジン・変速機工場は年産規模10万基以上、次世代電池は年産2.5万パック以上がクレジット獲得の条件

- ■完成車のRVCと賃金条項は共に、 2020年1月(又は協定発効日のど ちらか遅い方)から段階的に引き上 げられ、2023年1月から完全実施。
- 小型トラックの賃金条項については、 段階を設けず、初年度から実施。
- 時給16ドル以上の労働者による生産割合を規定した賃金条項は、三要素から成る。完成車又は部材の製造にかかった労務費で満たす割合が段階的に設定されており、残りの10%までは域内のR&DやIT関連の人件費、5%までは域内のエンジン・変速機・次世代電池工場向けクレジットを充当することが可能。
- 現状、時給16ドルの賃金要件を 満たすのは米国とカナダのみであり、 両国の完成車・部品生産に有利 に働くとみられる。
- ■但し、時給16ドルは名目賃金であり、 インフレーションなど物価変動がある時は実質賃金が上昇しないため、 全米最大の労働団体AFL-CIOは、 賃金条項の効力に懐疑的な見方。



## (ご参考)自動車の関税分類

#### 関税分類上の定義では、「小型トラック」に含まれるのはピックアップとバン

	関税分類番号(HSコード)				
ı	HS:87 <b>類</b>	HS:8701(トラクター)		・ドが細かくなるにつれ、品目が	
	ᄼᄼᅼᄹᅶᆂᅚᄰ	HS:8702(バス)	特定さ	れる仕組み	
	(自動車及び その部品)	HS:8703	HS:8703.21(ガソリン車1,000cc以下)		
	C T AP AA7	(乗用自動車:ステーシ	HS:8703.22(ガソリン車1,000cc超、1,500cc以下)		
		ョンワゴンやレーシングカーを含み、主として人員	HS:8703.23(ガソリン車1,500cc超、3,000cc以下)		
	の輸送用)		HS:8703.24(ガソリン車3,000cc超)		
		Passenger vehicle	HS:8703.31(ディーゼル車1,500cc以下)		
			HS:8703.32(ディーゼル車1,500cc超、2,500cc以下)		
			HS:8703.32(ディーゼル車2,500cc超)		
		HS:8704	HS:8703.90(その他のもの一電動車など)		
			HS:8704.21(ガソリン車、総重量5トン以下)		
		(貨物自動車)	HS:8704.31(ディーゼル車、総重量5トン以下)	HS:8704.31.000(その他)	
		Light truck		HS:8704.31.100(ノックダウン)	
	2桁(類)	4桁(項)	6桁(号)	7桁以降は各国による	

- 自動車分野の原産地規則の対象 となるのは、大型トラック(Heavy Truck)を除くと、HS8703項の乗用自 動車およびHS8704項の貨物自動車。
- ■関税分類上の定義は、販売統計 上の車種区分と若干異なる模様で、 米国国際貿易委員会(USITC)の 調査資料では、SUVとミニバンは HS8703(乗用自動車)に分類され、 HS8704(貨物自動車、Light Truck) にはバンとピックアップトラックが含ま れている。
- これに従い本稿では、HS8703を「乗 用車・SUV」、HS8704を「小型トラッ ク」として表記を統一した。

	自動耳	三の区分			
販売統計上の定義	車種区分	関税分類上の定義			
 乗用車	小型車	HS:8703 (乗用自動車)	1740457		
Passenger car	中型セダン	Passenger vehicle	本稿の表記		
	高級セダン				
	大型セダン		乗用車・SUV		
ライトトラック Light Truck	クロスオーバー(CUV)				
	SUV				
	ミニバン				
	バン(貨物、カーゴバン)	HS:8704 (貨物自動車)	小型トラック		
	ピックアップトラック	Light Truck			



## 部品の原産地規則変更のポイント

#### 部品でも関税ゼロの条件が厳格化、高付加価値部品の域内生産を促す内容

部品の原産地規則の主な変更点					
NAFTA			USMCA		
エンジンおよび変速機	62.5%	付加価値基準	基幹部品(Core)	75%	
その他の部品	60%	(RVC)	主要部品(Principal)	70%	
			補完部品(Complementary)	65%	
CTCも適用可		関税分類変更	基幹部品(リチウムイオン電池以外)	はCTC適用不可	
		基準(CTC) <sup>※1</sup>	主要部品と補完部品は、CTCも適用可※2		
CTC基準を満たさない非原産材料の		デミニマス	CTC基準を満たさない非原産材料の価額割合が		
7%以下であれば、無視できる(閾値	7%)		10%以下であれば、無視できる (閾	值10%)	
トレーシング対象部品が域外産の場合、		トレーシング制度			
RVC計算の非原産材料費に計上(ロー	ルアップできない)		<del></del>		
		スーパーコア部品※3			
			れば、完成車の原産性は認められない	۸,	
無し			①エンジン、②変速機、③車体・シャ	シー、④アクスル、	
			⑤サスペンションシステム、⑥ステアリン	グシステム、	
			⑦次世代電池(リチウムイオン電池)		

- ※1 非原産材料と最終産品の間で、関税分類番号(HSコード)が変更されるような加工が行われていれば、当該産品を原産品と認める基準
- ※2 関係者・業界団体によると、主要部品と補完部品は原則、CTCも適用できるが、品目別原産地規則(PSR)を確認し、当該HSコードに注釈がある場合は注釈に従う。NAFTAでCTCが使えなかった品目は、引き続き適用不可
- ※3 スーパーコア部品のRVC算出に際しては、7品目を一つの固まりと捉えてRVCを計算してよい(協定文4章附属書4-B.3条9項、Jetro)

	部品の付加価値基準(RVC)引き上げスケジュール				
		2020年1月	2021年1月	2022年1月	2023年1月
付加価値 基準(RVC)	基幹部品(Core) 15品目 スーパーコア部品 7品目 (完成車の原産性を認定する条件)	66%	69%	72%	75%
	主要部品(Principal) 53品目	62.5%	65%	67.5%	70%
	補完部品(Complementary) 28品目	62%	63%	64%	65%

- ■現在NAFTAでは、部品の多くが関税分類変更基準(CTC)、又はトレーシング採用のRVC60%達成で原産性を満たしているが、USMCAでは、トレーシング制度が廃止される代わりに、3区分のRVC(P.9参照)が段階的に各65%-75%へ引き上げられ、CTCは適用が一部制限される模様。
- ■新協定では、迂回輸入を防ぐため、 原産地規則が厳格化されるが、同 時にRVC達成を助ける救済規定 (デミニマスの閾値拡大、非原産材 料に含まれる域内加工費や内製中 間材料の扱い方など)が協定文案 に盛り込まれている点も注目される。
- 更に新協定では、高付加価値部品の生産・雇用拡大を狙い、エンジンや変速機、サスペンションなど7種類の部品の域内調達を促す「スーパーコア部品」の概念が導入される。
- スーパーコア部品は、完成車の原産性を判断する基準。7品目の部品がスーパーコア部品としてRVC基準を満たさないと、完成車の原産性は認められない(P.10参照)。スーパーコア部品には、基幹部品と同じRVC引き上げスケジュールが適用される。



## 「基幹」、「主要」、「補完」部品の品目リスト

## パワートレイン系や電装系部品を中心に、NAFTAトレーシングの対象外だった品目も追加

	840731	ガソリンエンジン(シリンダー容量50cc以下)
基	840732	ガソリンエンジン(シリンダー容量50cc超250cc以下)
幹	840733	ガソリンエンジン(シリンダー容量250cc超1,000cc以下)
部	840734	ガソリンエンジン(シリンダー容量1,000cc超)
品	840820	ディーゼルエンジン(ピストン式圧縮点火内燃機関)
	840991	ガソリンエンジン用部品
0	840999	ガソリンエンジン用部品
ö	850760	リチウムイオン電池
ore)		自動車用原動機付シャシ
٣	870710	車体(乗用自動車)
<b>₽</b>	870790	車体(その他)
<	870840	変速機および同部品
ဂ	870850	駆動軸/非駆動軸および同部品
VC75%	870880	ショックアブソーバー
\ \footnote{\chi_0}	870894	ハンドル/ステアリングコラム/ステアリングボックス、同部品

4.6	400912	ゴムの管及びホース、継手
補	400922	ゴムの管及びホース、継手
完	400932	ゴムの管及びホース、継手
部	400942	ゴムの管及びホース、継手
<b>밤</b>	830120	ドアロック
品	842139	
$\widehat{}$	848120	
$\frac{1}{6}$	848130	周生国30XE/100 CO-10 XX E 30 X E 71 71
ă	848180	~
5	850110	
<u></u>	850120	
Ť	850131	
(Complementary) RVC65	850720	
⋾		ニッケル・カドミウム蓄電池
<u>o</u>		ニッケル・鉄蓄電池
Į		ニッケル・水素蓄電池
2	850780	
<b>刀</b>		ディストリビューター、イグニッションコイル
<		照明機器、可視信号用機器
C	851240	
6.5		自動車用音声再生機
5%	853650	
•`	853690	- Driver Parisir - 1 - 2
	853910	
		=
	853921	
	854430	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	903180	その他の測定用・検査用機器

		401110	ゴム製空気タイヤ(新品)	848340	歯車、歯車伝動機、ボール・ローラースクリュー、ギヤ
	主		ゴム製空気タイヤ(新品)	0.00.0	ボックスその他の変速機
	要		ゴム製空気タイヤ(更生)	848350	フライホイール
	部		ゴム製空気タイヤ(更生)	848360	クラッチ及び軸継手
	씲	401219	ゴム製空気タイヤ(更生)	848390	歯付きホイールなど伝動装置の構成部品
	ele.	401310	ゴム製インナーチューブ	850132	電気自動車用モーター(出力750W超 75kW以下)
			車両用強化ガラス	850133	電気自動車用モーター(出力75kW超375kW以下)
	P		車両用合わせガラス	850520	電磁式カップリング、クラッチ及びブレーキ
	그.		バックミラー	850590	その他電磁式部品
	rincip	841330	燃料用、潤滑油用、冷却媒体用ポンプ	851140	スターターおよび始動充電発電機
	≝⊢	841350	液体ポンプ	851150	その他の発電機
	ра	841391	液体ポンプ用部品	851180	内燃機関の点火機器
	Ξ.	841430	カーエアコン用コンプレッサ-	851190	内燃機関の点火機器部品
	<b>₽</b>	841459	ターボチャージャー、スーパーチャージャー	853710	電気制御/配電用盤・パネル(1,000V以下)
	~		自動車用気体ポンプ、気体圧縮機	870810	, , .
	က	841520	カーエアコン	870821	シートベルト
	7	841590	カーエアコン用部品(コンデンサー、コントロール	870829	車体用プレス部品
	0%		パネル等)		ブレーキ/サーボブレーキおよびブレーキ部品
	•		電動ブレーキABS、ESC		軽合金製ホイール(スポーツタイプ等)
		848210			ラジエーターおよび同部品
			円すいころ軸受		マフラー/排気管および同部品
			球面ころ軸受		クラッチ(完成品)
			針状ころ軸受		エアバッグおよび同部品
			その他の円筒ころ軸受		その他の自動車部品
			その他の軸受		自動車用の座席
			玉、針状ころ及びころ	940190	自動車用の座席部分品
			伝動軸及びクランク		
			軸受箱(玉軸受又はころ軸受を有するもの)		
		848330	軸受箱(玉軸受又はころ軸受を有するものを		
			除く) 及び滑り軸受		

※従来NAFTAのトレーシング対象に含まれていなかった品目を赤で記載

#### (ご参考)スーパーコア部品

#### 完成車の原産性判定の基準、7部品を一つの固まりと捉えRVC計算できる模様

#### 協定文案 : スーパーコア部品のRVC算出

	Column 1	Table A.2 Column 2		
	スーパーコア部品	構成部品		
1	エンジン	ヘッド、ブロック、クランクシャフト		
		クランクケース、ピストン、ロッド、		
		ヘッドサブアセンブリー		
2	変速機	トランスミッションケース、トルクコンバーター		
		トルクコンバーターハウジング、		
		ギアおよびギアブラケット、クラッチ		
		バルブボディー		
3	車体およびシャシー	車体パネル、セカンダリーパネル		
		構造パネル、フレーム		
4	アクスル	アクスルシャフト、アクスルハウジング(車軸管)		
		アクスルハブ、キャリアー		
		ディファレンシャル		
5	サスペンションシステム	ショックアブゾーバー、ストラット、		
		アーム、スウェイバー、ナックル、		
		コイルスプリング、リーフスプリング		
6	ステアリングシステム	ステアリングコラム、ステアリングギア・ラック、		
		コントロールユニット		
7	次世代電池	セル、モジュール、パック		

#### スーパーコア部品(Table A.2 Column1)のRVC計算

- Column1の7品目を一つの固まりと捉えてRVCを算出してよい
- Further to paragraph 8 of this Article, each Party shall provide that the regional value content may also be calculated, at the producer's option, for all parts under Column 1 of Table A.2 of this Appendix as a single part, using the sum of the net cost of each part listed under Column 1 of Table A.2 of this Appendix, (....) (協定文案4章附属書4-B.3条9項)
- RVC算出に際しては、7品目それぞれのネットコストを合算し、非原産材料費(VNM) としては、(a)7品目それぞれのVNMの合計、又は(b)構成部品(Column2)に非原産品がある場合その合計額、のどちらかを選択可
- Each Party shall provide that for the purposes of calculating the regional value content under Article 5 of Chapter 4 for a part under Column 1 of Table A.2 of this Appendix, the value of non-originating materials (VNM) is, at the vehicle producer's option: (a) the value of all non-originating materials used in the production of the part; or (b) the value of any non-originating components used in the production of the part that are listed under Column 2 of Table A.2 of this Appendix. (協定文案4章附属書4-B.3条8項)

#### スーパーコア部品(Table A.2 Column1)と構成部品(同Column2)の定義

- 詳細な品目の定義や規定については今後、加筆訂正の余地あり
- Each Party shall provide that (....) The Parties shall endeavor to provide, as appropriate, any additional description or other clarification to the list of the parts and components under Table A.2 of this Appendix, such as by tariff provision or product description, to facilitate implementation of this requirement (協定文案4章附属書4-B.3条7項)



#### **Disclaimer**

The information herein provided is for information purposes only, and is not to be used or considered as a proposal or the solicitation of an offer to sell or to buy or subscribe for securities or other financial instruments. Neither this nor any other communication prepared by MUFG Bank, Ltd., MUFG Union Bank, N.A., MUFG Americas Corporate Advisory, Inc., MUFG Americas Capital Corporation, MUFG Securities Americas Inc., or other MUFG Group Company (collectively, "MUFG") is or should be construed as investment advice, a recommendation or proposal to enter into a particular transaction or pursue a particular strategy, or any statement as to the likelihood that a particular transaction or strategy will be effective in light of your business objectives or operations. Before entering into any particular transaction, you are advised to obtain such independent financial, legal, accounting and other advice as may be appropriate under the circumstances. In any event, any decision to enter into a transaction will be yours alone, not based on information prepared or provided by MUFG. MUFG hereby disclaims any responsibility to you concerning the characterization or identification of terms, conditions, and legal or accounting or other issues or risks that may arise in connection with any particular transaction or business strategy. While MUFG believes that factual statements herein and any assumptions on which information herein are based, are in each case accurate, MUFG makes no representation or warranty regarding such accuracy and shall not be responsible for any inaccuracy in such statements or assumptions. Note that MUFG may have issued, and may in the future issue, other reports that are inconsistent with or that reach conclusions different from the information set forth herein. Such other reports, if any, reflect the different assumptions, views and/or analytical methods of the analysts who prepared them, and MUFG is under no obligation to ensure that such other reports are brought to your attention. The MUFG logo and name is a service mark of Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc., and may be used by it or other Group companies for branding or marketing purposes. Group companies include MUFG Bank, Ltd., MUFG Americas Capital Corporation, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation, MUFG Securities Americas Inc., and MUFG Union Bank, N.A. ("MUB"). Corporate or commercial lending or deposit activities are performed by banking affiliates of MUFG, including, in the United States, MUFG Bank, Ltd. and MUB.

MUFG Bank, Ltd. is NOT a member FDIC and its deposit products are NOT insured by the FDIC or by any other government agency.

MUFG Union Bank, N.A. is a member FDIC and its deposit products are insured up to applicable limits. © 2018 Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc. All rights reserved.



#### 平松 万由子

mhiramatsu@us.mufg.jp MUFG Union Bank, N.A. 1251 Avenue of the Americas New York, NY, 10020

©2018 Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc. All rights reserved.

